

## 新 旧 対 照 表

改正	現行
<p style="text-align: center;">福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針</p> <p>別添</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 設置計画書等に関する事項  (1)、(2) (同右)  (3) 福祉系高等学校等設置計画書及び福祉系高等学校等定員変更計画書の提出は、<u>電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出</u>部数は2部とすること。  (4)、(5) (同右)</p> <p>3 指定申請書等に関する事項  (1) (同右)  (2) 福祉系高等学校等指定申請書及び福祉系高等学校等変更承認申請書の提出は、<u>電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出</u>部数は2部とすること。</p> <p>以下 (同右)</p>	<p style="text-align: center;">福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針</p> <p>別添</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設置計画書等に関する事項  (1)、(2) (略)  (3) 福祉系高等学校等設置計画書及び福祉系高等学校等定員変更計画書の提出部数は2部とすること。  (4)、(5) (略)</p> <p>3 指定申請書等に関する事項  (1) (略)  (2) 福祉系高等学校等指定申請書及び福祉系高等学校等変更承認申請書の提出部数は2部とすること。</p> <p>以下 (略)</p>